

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

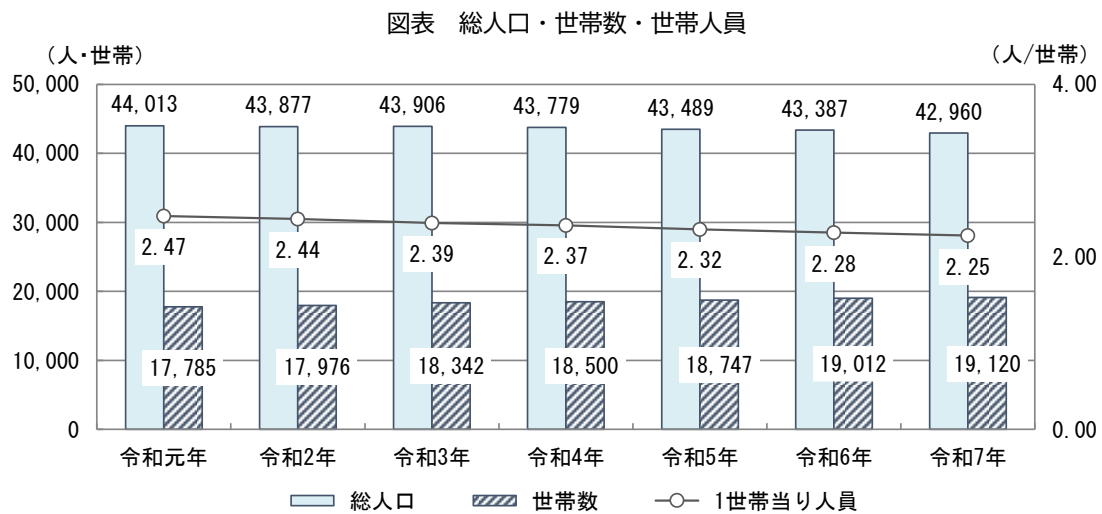
1 岩沼市の現状

(1) 人口・世帯の推移

① 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、令和元年3月末の人口44,013人に対して、令和7年3月末では約2.4%減の42,960人となっており、緩やかな減少傾向となっています。

世帯数の推移については、令和7年は19,120世帯と増加傾向にありますが、一方で1世帯当たり人員は減少推移となっており、令和7年では2.25人/世帯となっています。



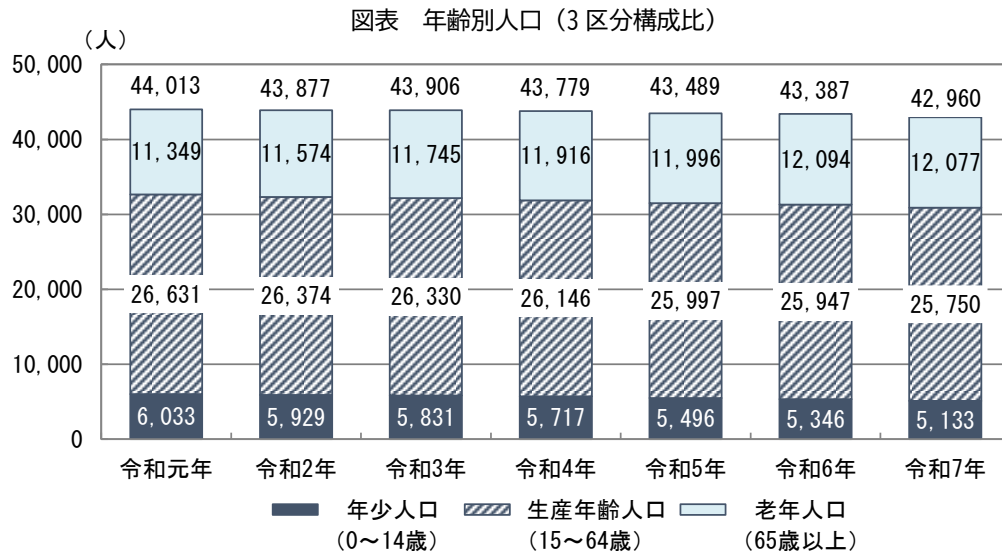
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

② 年齢別人口

住民基本台帳による年齢3区分の推移をみると、特に年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著となっています。

令和元年と令和7年の各区分を比較すると、年少人口は約14.9%、生産年齢人口は約3.3%の減少となっている一方で、老年人口は約6.4%の増加となっています。



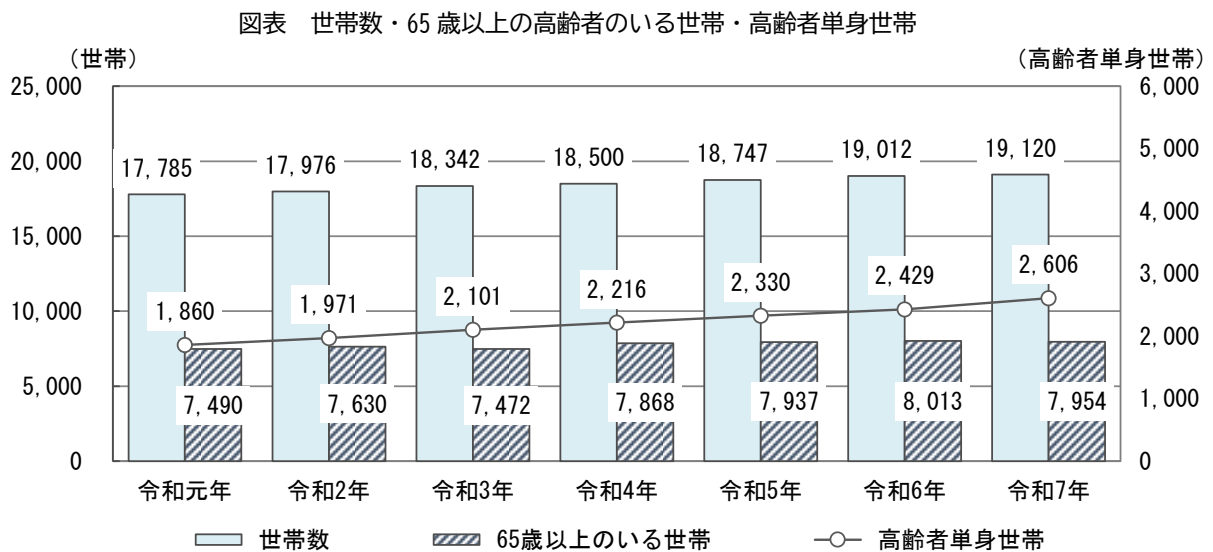
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

③ 世帯数・65歳以上の高齢者のいる世帯・高齢者単身世帯

世帯数全体をみると令和元年より増加が続いており、65歳以上のいる世帯については、細かい増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しています。

また、高齢者単身世帯についてみると、令和7年では2,606世帯と令和元年の約1.4倍の増加となっています。



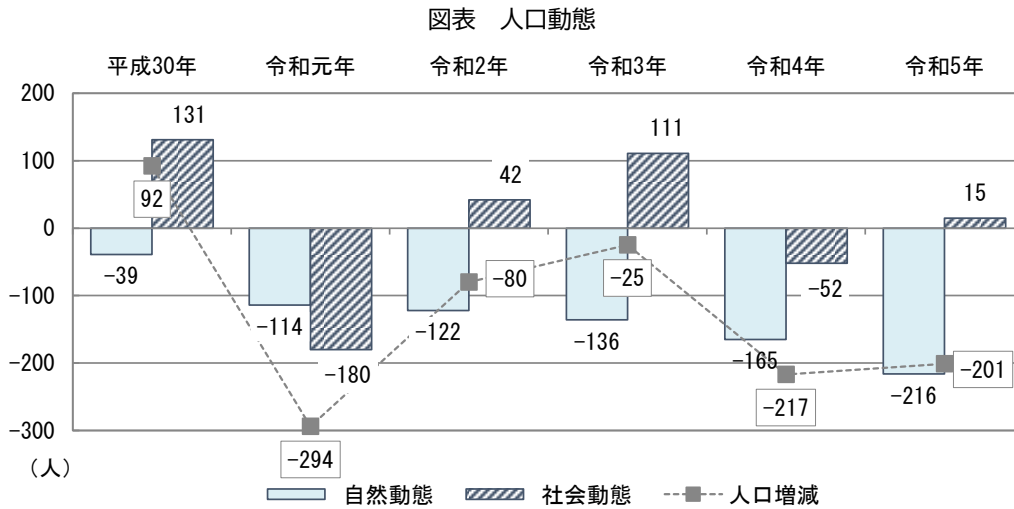
資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

(2) 人口動態

人口動態全体では、令和元年以降の人口動態はマイナス値が続いています。

平成30年から令和5年までの各人口移動の状況を見ると、自然動態（出生・死亡）についてはマイナス値が続いており、死亡者数が出生者数を上回っています。

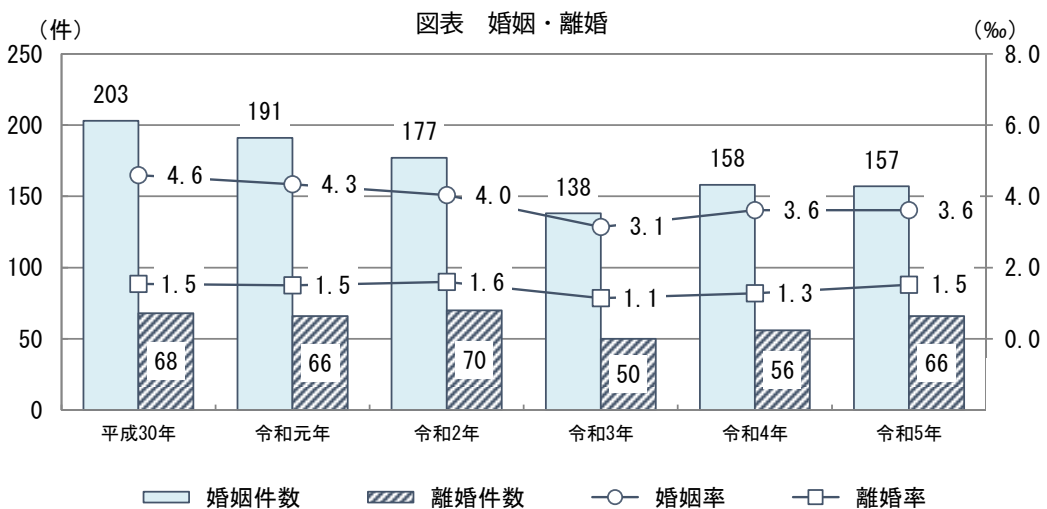
一方、社会動態（転入・転出）では、年によって131人の増加（転入）から180人の減少（転出）といった増減の幅が大きくなっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査年報

(3) 婚姻・離婚

平成30年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における婚姻数の平均は170.7件、離婚件数の平均は62.7件となっています。

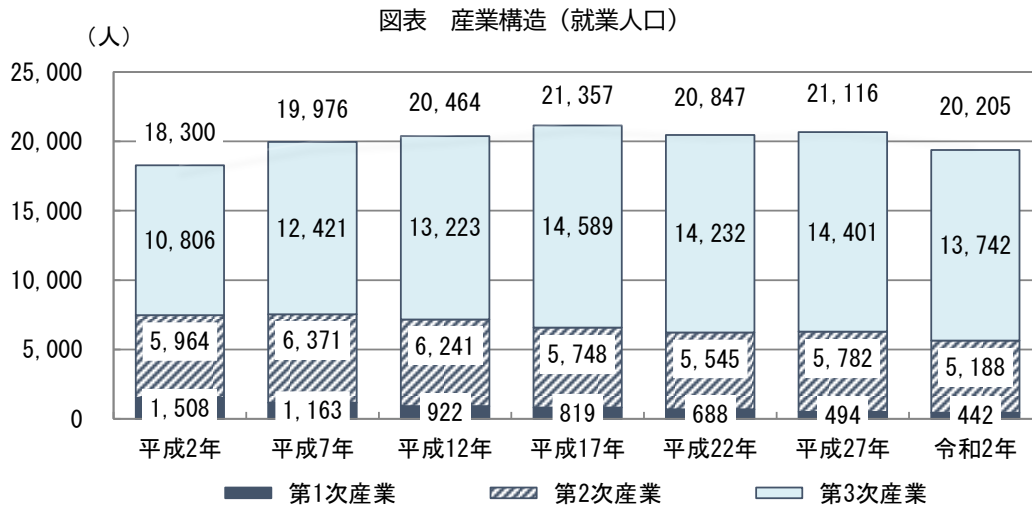


資料：人口動態調査

(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による令和2年の就業者総数は20,205人となっています。
また、産業別では、第3次産業の就業者数が最も多くなっています。

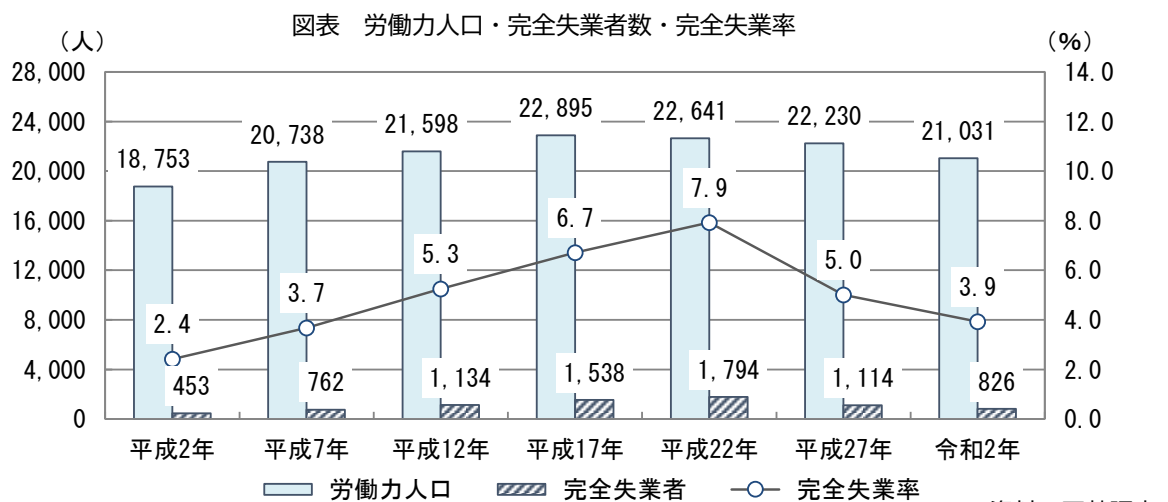


※就業人口の合計には分類不能の就業者を含みます。

資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による令和2年の労働力人口は21,031人、完全失業者数は826人、完全失業率は3.9%となっています。



資料：国勢調査

2 地域で支援を必要とする人の動向

(1) こども・子育て

① 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。令和6年度の就学前児童の各年齢を比較すると、0歳児が最も少なく、5歳児の325人と比較しても100人以上少なくなっています。

図表 就学前児童数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数 (人)	2,161	2,073	1,995	1,960	1,884	1,810	1,664
0歳児	334	313	304	298	256	235	204
1歳児	329	347	324	315	301	276	231
2歳児	358	317	349	319	318	303	276
3歳児	348	352	323	349	321	314	308
4歳児	396	341	352	328	355	326	320
5歳児	396	403	343	351	333	356	325

資料：子ども福祉課（各年度末現在）

② 教育・保育児童数（保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への入所児童数）

令和7年における保育所（園）への入所児童数は618人、小規模保育事業は34人、認定こども園は424人となっています。

また、令和7年における幼稚園への入園児童数は301人となっています。

図表 教育・保育児童数（保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への入所児童数）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
公立認可保育所 (人)	283	282	202	203	204	196	191
私立認可保育所 (人)	453	445	423	436	440	441	427
小規模保育事業 (人)	51	50	44	35	31	36	34
認定こども園 (人)	76	78	338	346	359	343	424
私立幼稚園 (人)	470	574	517	502	463	439	301

資料：子ども福祉課（保育所（園）・認定こども園：各年4月1日現在）・学校教育課（私立幼稚園：各年5月1日現在）

③ 児童・生徒数

令和元年以降の小中学校の児童・生徒数は減少傾向が続き、令和7年の小学校の児童数は2,207人、中学校の生徒数は1,213人となっています。

図表 児童・生徒数

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校 (人)	2,576	2,516	2,501	2,423	2,331	2,302	2,207
岩沼小学校	586	550	538	511	498	506	471
岩沼南小学校	531	520	522	508	495	493	482
岩沼西小学校	1,003	1,012	986	963	914	893	871
玉浦小学校	456	434	455	441	424	410	383
中学校 (人)	1,292	1,324	1,315	1,308	1,250	1,205	1,213
岩沼中学校	345	362	365	349	330	308	331
岩沼北中学校	248	242	238	221	208	194	194
岩沼西中学校	531	527	507	507	493	487	473
玉浦中学校	168	193	205	231	219	216	215

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

④ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は、各年により増減はあるものの、年間約560～660人の利用者数となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
放課後児童クラブ利用者数 (人)	577	565	602	584	633	656	651

資料：子ども福祉課（各年5月1日現在）

(2) 高齢者（要介護認定者）

65歳以上人口については緩やかな増加がみられ、中でも平成30年度以降の後期高齢者は増加を続けており、令和6年度には6,441人となっています。

介護保険被保険者数については、第1号被保険者（65歳以上）は緩やかな増加、第2号被保険者（40歳から64歳）はおおむね横ばいの状態が続いています。

また、要介護認定者については要支援・要介護ともに増加しており、令和6年度の第1号被保険者の認定率は19.0%となっています。

図表 高齢者・高齢化率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳以上人口 (人)	11,349	11,574	11,745	11,916	11,996	12,094	12,077
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	6,002	6,097	6,268	6,355	6,135	5,898	5,636
後期高齢者 (75歳以上)	5,347	5,477	5,477	5,561	5,861	6,196	6,441
高齢化率 (%)	25.8	26.4	26.8	27.2	27.6	27.9	28.1

資料：市民・税務課（各年度末現在）

図表 被保険者・要介護認定者・認定率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者 (65歳以上) (人)	11,349	11,574	11,745	11,916	11,996	12,094	12,077
第2号被保険者 (40歳から64歳) (人)	14,570	14,523	14,518	14,518	14,504	14,519	14,574
認定者数 (人)	1,969	2,008	2,079	2,169	2,177	2,215	2,298
要支援	483	524	574	597	586	621	630
要支援1	172	202	217	226	218	218	222
要支援2	311	322	357	371	368	403	408
要介護	1,486	1,484	1,505	1,572	1,591	1,594	1,668
要介護1	390	390	402	408	419	434	451
要介護2	392	384	382	368	363	389	438
要介護3	281	292	300	320	327	319	293
要介護4	278	266	259	307	319	292	327
要介護5	145	152	162	169	163	160	159
認定率 (%)	17.3	17.3	17.7	18.2	18.1	18.3	19.0

※認定率は第1号被保険者に占める認定者の割合

※要介護度は、介護の必要性が低い「要支援」と、日常生活で介護が必要な「要介護」の大きく2つに分けられ、その中でも要介護5を最も重度の介護状態を示し、数字が小さくなるにつれ介護の必要が少ない状態を示しています。

資料：介護福祉課（各年度末現在）

(3) 障害者（手帳所持者）

① 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は、令和6年度で2,395人と、総人口の[※]約5.6%を占めており、平成30年度以降の推移は年度ごとに増減がみられるものの、増加傾向がみられます。

障害種別についてみると、各年度ともに身体障害者手帳所持者（身体障害者）が最も多く、令和6年度で1,449人となっています。

また、令和6年度の療育手帳所持者（知的障害者）は499人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者）は447人となっており、どちらも平成30年度以降増加傾向となっています。

図表 障害者手帳所持者

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害者手帳所持者（人）	2,123	2,126	2,220	2,202	2,218	2,346	2,395
身体障害者手帳所持者	1,484	1,465	1,507	1,451	1,432	1,443	1,449
療育手帳所持者	364	352	379	398	415	476	499
精神障害者保健福祉手帳所持者	275	309	334	353	371	427	447

※令和7年3月の住民基本台帳総人口（42,960人）に対する割合
 ※障害者手帳所持者は、複数の手帳を所持している人を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、平成30年度以降おおむね横ばいの推移となっています。手帳の等級別では各年度「1級」が最も多く、令和6年度の所持者数は380人、障害別では、肢体不自由が身体障害のある人全体の半数を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳所持者（人）	1,484	1,465	1,507	1,451	1,432	1,443	1,449
1級	476	407	405	388	385	455	380
2級	215	225	228	217	214	197	225
3級	266	266	267	254	240	223	240
4級	316	338	361	340	338	321	356
5級	136	139	151	160	167	175	173
6級	75	90	95	92	88	72	75

※身体障害者手帳の等級は1級が最も重度の障害の状態を示し、数字が大きくなるにつれて障害が軽度であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

図表 身体障害者手帳所持者（障害別）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害 (人)	83	85	86	79	77	73	75
聴覚・平衡機能障害 (人)	103	114	120	120	116	111	112
音声・言語・そしゃく機能障害 (人)	14	17	21	21	21	17	14
肢体不自由 (人)	777	755	782	756	740	724	733
内部障害 (人)	507	494	498	475	478	518	515

資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 療育手帳所持者

平成30年度以降の療育手帳所持者数は増加が続いています。

図表 療育手帳所持者（判定別）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育手帳所持者 (人)	364	352	379	398	415	476	499
A	115	122	126	124	126	135	147
B	249	230	253	274	289	341	352

※療育手帳は判定の結果によって区分され、A判定の方が重度であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いており、令和6年度には447人となっています。等級別では2級が多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者については、令和2年度に減少がみられたものの、以降は増加が続き、令和6年度には792人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障害者保健福祉手帳所持者 (人)	275	309	334	353	371	427	447
1級	36	33	34	35	31	40	35
2級	147	172	175	191	199	228	235
3級	92	104	125	127	141	159	177

※精神障害者保健福祉手帳の等級は1級が最も重度、3級が最も軽度の障害であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者 (人)	649	671	584	703	725	762	792

資料：社会福祉課（各年度末現在）

⑤ 難病患者数

難病患者数について、特定疾患医療受給者証の発行数の推移をみると、令和6年度は395人と増加傾向がみられます。

また、小児慢性特定疾病医療受給者については、平成30年度以降は約50～70人前後で推移しています。

図表 難病患者数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定疾患医療受給者証 (県) (人)	319	325	379	371	383	404	395
小児慢性特定疾病医 療受給者 (人)	54	64	71	63	58	60	62

資料：宮城県（各年度末現在）

(4) 生活保護世帯・人員

平成30年度以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は、令和3年度までは減少推移がみられていましたが、以降は増加へと転じ、令和6年度の生活保護世帯数は252世帯、生活保護人員は322人となっています。

図表 生活保護世帯・人員

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯数 (世帯)	253	256	226	214	226	251	252
生活保護人員 (人)	341	351	299	275	292	316	322

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(5) 成年後見制度

市内における成年後見制度の利用者数について、令和元年以降約40～50人前後で推移しています。

また、認知症や障害などにより判断能力に不安がある方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用者については、令和元年度以降5人前後で推移しています。

図表 市内における成年後見制度の利用者数

区 分	令和元年 7月1日	令和2年 8月3日	令和3年 7月1日	令和4年 10月1日	令和5年 10月1日	令和6年 8月1日	令和7年 5月1日
法定後見人 (人)	52	48	50	48	49	43	48
後見	42	36	36	34	36	32	36
保佐	10	12	14	14	12	10	11
補助	0	0	0	0	1	1	1
任意後見 (人)	2	2	2	1	1	1	0

資料：仙台家庭裁判所後見センター（各時点データ）

図表 市長申立て実施件数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て (件)	0	1	2	0	2	4	0
高齢者	0	1	2	0	2	3	0
障害者	0	0	0	0	0	1	0

資料：介護福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

図表 日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	3	2	6	5	6	6	5
うち新規	0	0	4	0	1	1	2
うち解約	1	1	0	1	1	1	3
新規相談件数 (人)	2	5	3	2	4	2	3

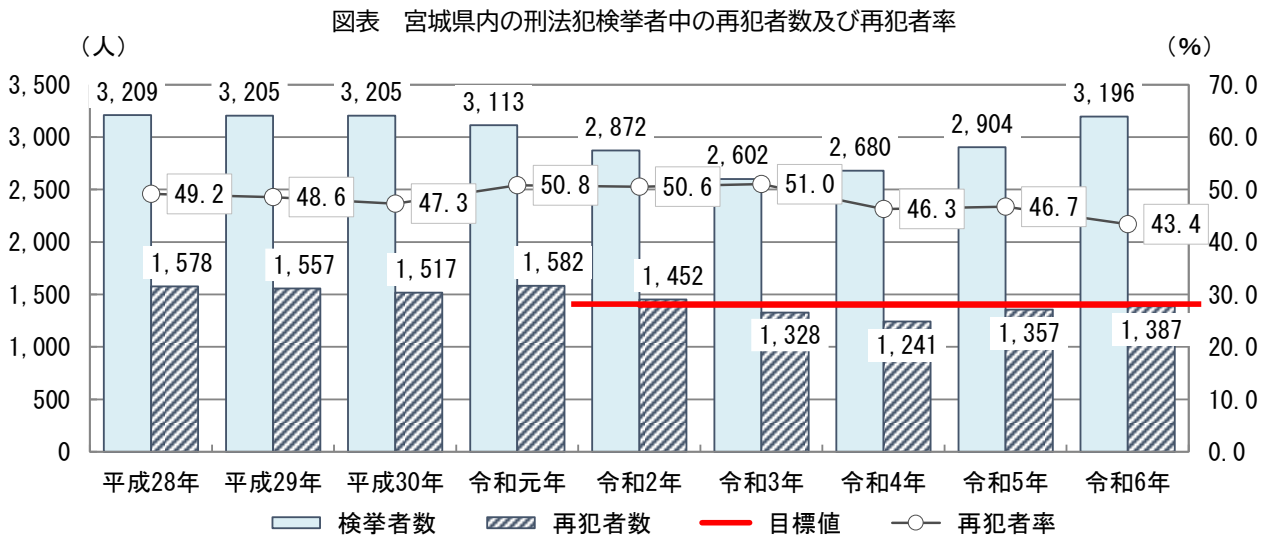
資料：岩沼市社会福祉協議会（各年度末現在）

(6) 再犯防止（宮城県内の動向）

宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率をみると、宮城県内の再犯者数は、第1次宮城県再犯防止推進計画の数値目標「令和6年の再犯者数1,400人以下」の水準を令和3年から達成しています。

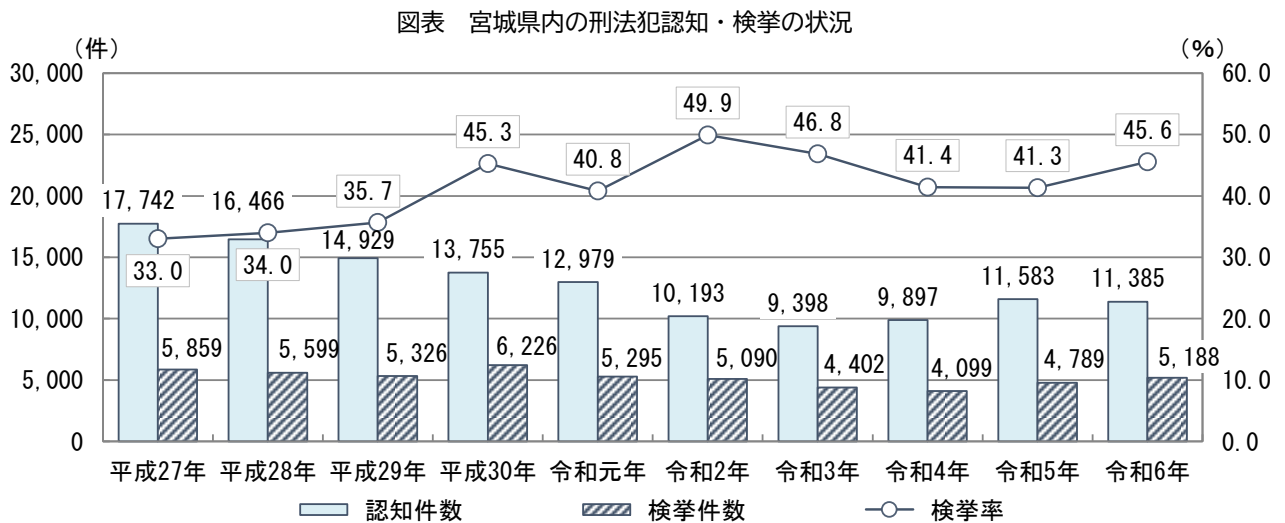
年別の再犯者数は、令和4年に1,241人まで減少しました。その後、令和5年は1,357人、令和6年は1,387人へ増加しています。

また、再犯率は、令和3年に51.0%でしたが、その後は減少し、令和6年には平成28年以降で最も低い43.4%となっていますが、検挙者数は、増加しています。



資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

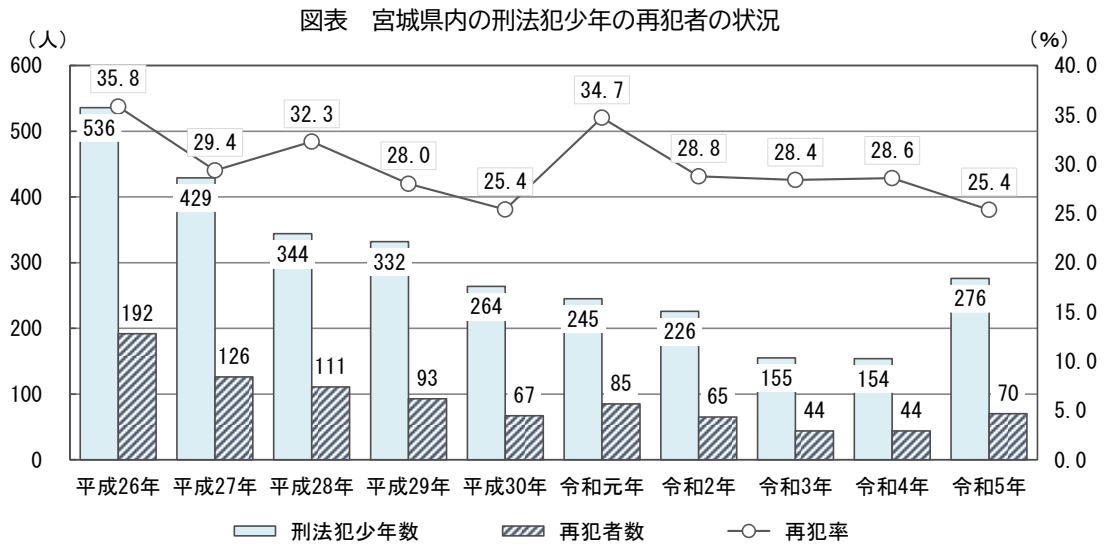
宮城県内の刑法犯認知・検挙の状況をみると、犯罪認知件数は令和3年まで減少傾向で推移してきましたが、令和4年は増加に転じ、令和6年は11,385件で、前年の11,583件よりも減少しています。



資料：宮城県警察

宮城県内の刑法犯少年の再犯者の状況をみると、令和3年と令和4年に44人まで減少しましたが、令和5年は70人に増加しています。

令和5年の再犯者率は25.4%となっており、再犯者率は長期的にみて減少傾向にあります。



資料：宮城県警察

3 住民意識・団体・事業所の意見

共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、住民の意見、要望等を収集し、本計画に反映させることを目的として住民アンケート調査を実施しました。

また、当事者や現場の状況、今後の意向を把握することを目的として、関係団体、事業所などにヒアリング調査を実施しました。

《 住民アンケート調査概要 》

- 調査対象：岩沼市内にお住まいの18歳以上の方
- 調査期間：令和6年9～10月
- 調査内容：地域福祉に関すること
- 配付・回収状況

配付数	回収数	未回収票数	回収率
2,000票	828票	1,172票	41.4%

《 団体・事業所等ヒアリング調査概要 》

- 調査対象：民生委員・児童委員、当事者団体・地域活動団体、地域包括支援センター・相談支援事業所等、小中学校、医療機関・医師会
- 調査方法：ヒアリングシートによる配付・回収
- 調査期間：令和7年1～2月
- 調査内容

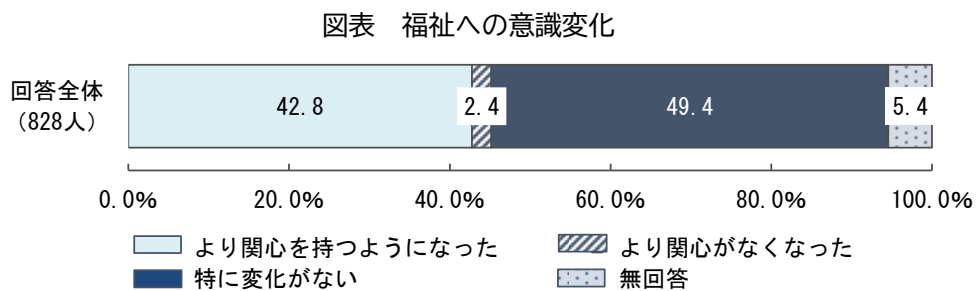
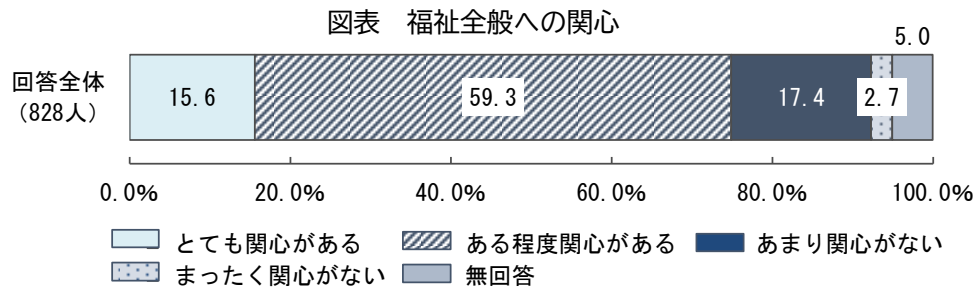
民生委員・児童委員 (地区別各2名)	当事者団体・ 地域活動団体 (15団体)	地域包括支援センター・ 相談支援事業所等 (13事業者)	小中学校 (8校)	医療機関・医師会 (3団体)
1.あなたご自身のことについて	1.団体の概要について	1.利用者の心配ごとや悩みごとについて	1.貴校で取り組んでいる福祉活動について	1.成年後見制度について
2.担当している地区の状況や活動について	2.今後の活動方針について	2.地域共生社会について	2.児童生徒に対する心のケアや自殺予防への取組について	2.うつ病等の自殺念慮のある患者への支援、自殺予防について
3.成年後見制度について	3.地域の状況や課題について	3.成年後見制度について	3.今後の地域福祉に対する考えや意見など	3.今後の地域福祉に対する考えや意見など
4.再犯防止について	4.成年後見制度について	4.再犯防止について		
5.自殺予防、自殺対策について	5.再犯防止について	5.自殺予防、自殺対策について		
6.ひきこもりについて	6.自殺予防、自殺対策について	6.ひきこもりについて		
7.今後の地域福祉に対する考えや意見など	7.今後の地域福祉に対する考えや意見など	7.今後の地域福祉に対する考えや意見など		

(1) 福祉への関心と地域との関わり

① 福祉全般への関心

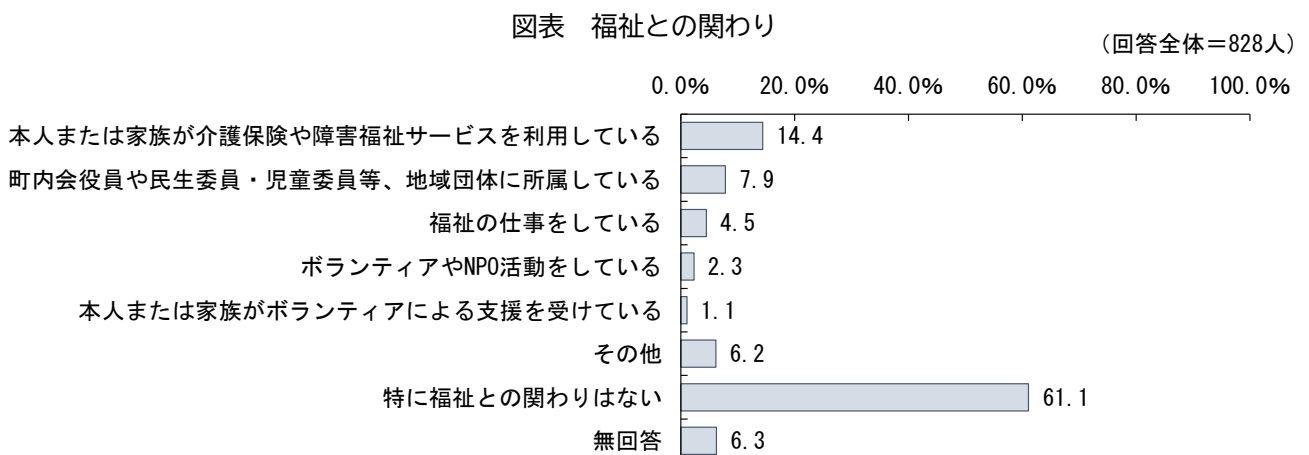
福祉全般への関心は高く、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると、7割台半ば（74.9%）の方が“関心がある”と回答しています。

また、約4割（42.8%）の方が以前と比べて関心が高まったと回答している一方で、半数近く（49.4%）は「特に変化がない」と回答しています。



② 福祉や地域との関わり・参加状況

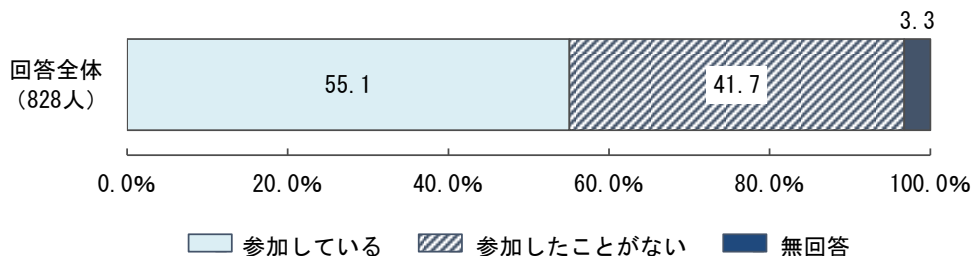
福祉との関わりについてみると、実際の地域活動やボランティア活動への参加は限定的で、「特に福祉との関わりはない」と回答した人が61.1%と最も高くなっています。



町内会など地域社会の活動に「参加したことがない」と回答した人は41.7%となっています。

町内会などへの参加割合では、特に若い世代（18～29歳、30～39歳、40～49歳）の参加割合が他の年齢層と比較して低い傾向がみられ、地域との関わりが希薄になっている状況がうかがえます。

図表 町内会など地域社会の活動への参加状況



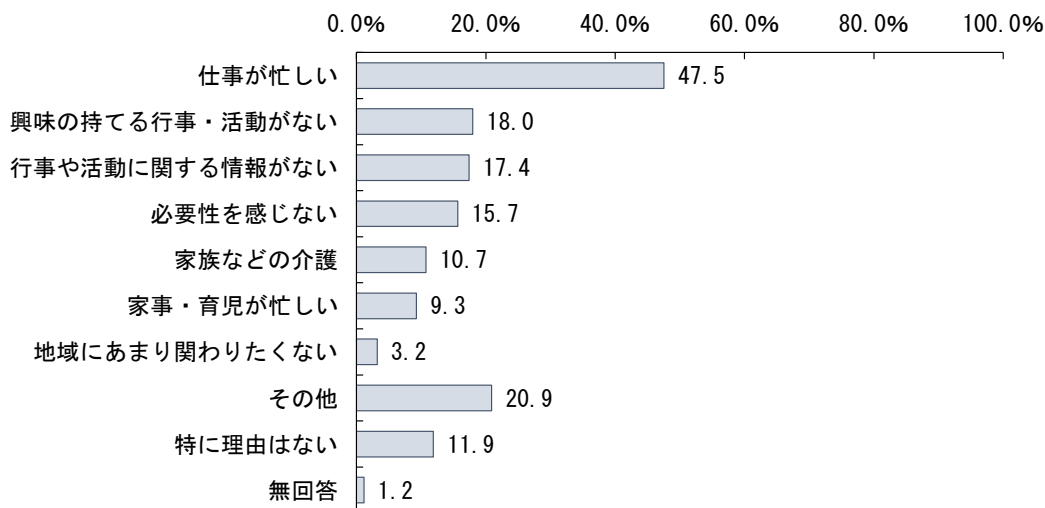
図表 町内会など地域社会の活動への参加状況（年齢別）

年齢層	参加している	参加したことがない	無回答
18～29歳(n=60)	25.0%	66.7%	8.3%
30～39歳(n=77)	31.2%	66.2%	2.6%
40～49歳(n=126)	45.2%	51.6%	3.2%
50～59歳(n=123)	56.9%	42.3%	0.8%
60～64歳(n=78)	66.7%	30.8%	2.6%
65～74歳(n=178)	69.1%	28.7%	2.2%
75歳以上(n=183)	61.2%	33.9%	4.9%

町内会など地域社会の活動に参加したことがない（41.7%、345人）理由としては、「仕事が忙しい」（47.5%）が最も多く、次いで「興味を持てる行事・活動がない」（18.0%）、「行事や活動に関する情報がない」（17.4%）が上位に挙げられています。

図表 地域活動に参加しない理由

（回答全体=345人）

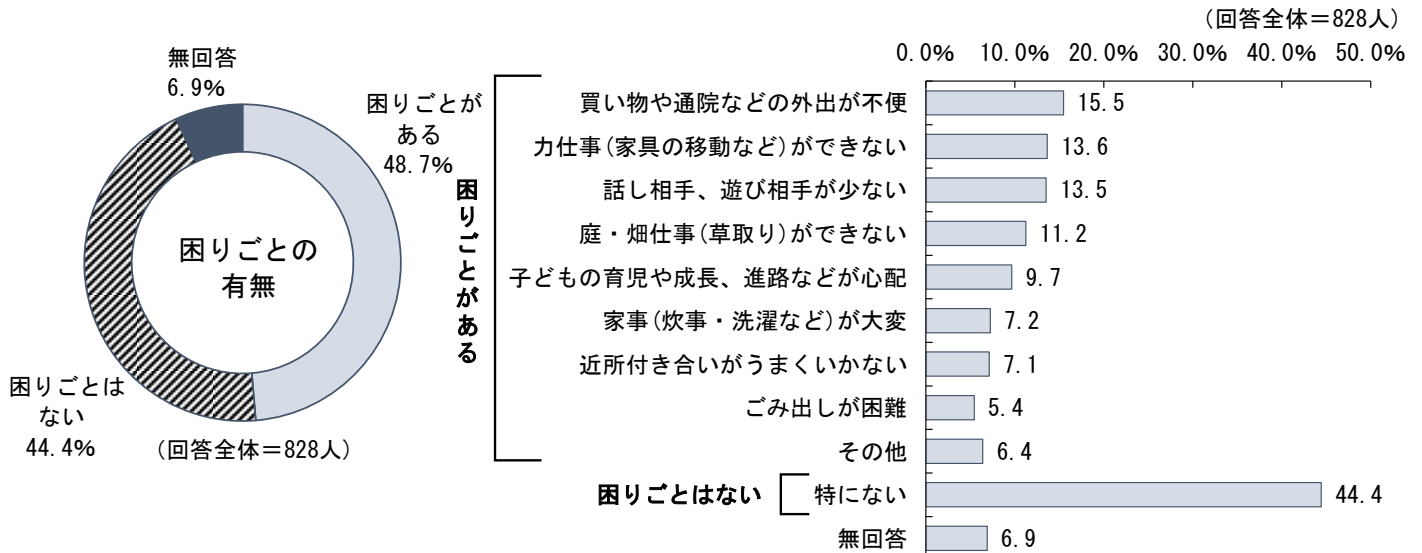


(2) 暮らしの困りごとと生活環境

① 暮らしの困りごとについて

暮らしの中で“困りごとがある”と回答した割合は48.7%に上り、上位には「買い物や通院などの外出が不便」(15.5%)、「力仕事(家具の移動など)ができない」(13.6%)、「話し相手、遊び相手が少ない」(13.5%)が挙げられています。

図表 暮らしの困りごとの有無とその内容について



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

(地域で困っていること)

○ 高齢者の増加や地域内の交流の減少が地域の課題として挙げられています。

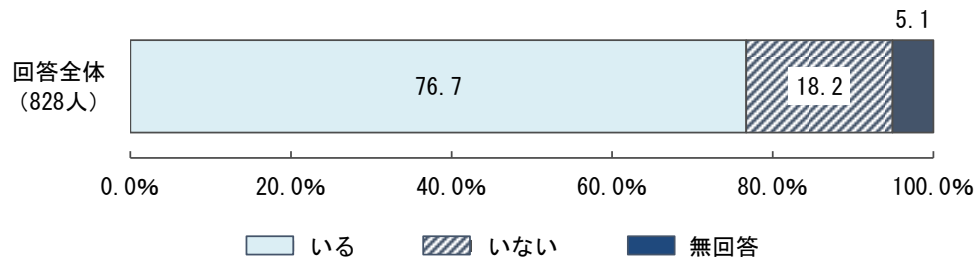
(利用者の心配ごとや悩みごと)

○ 生活の困窮、家族関係の不和、孤独・孤立や地域交流の減少、加齢による生活上の変化などに加え、本人と支援者との間で課題認識が一致しないことなど、生活のあらゆる局面に及んでいます。

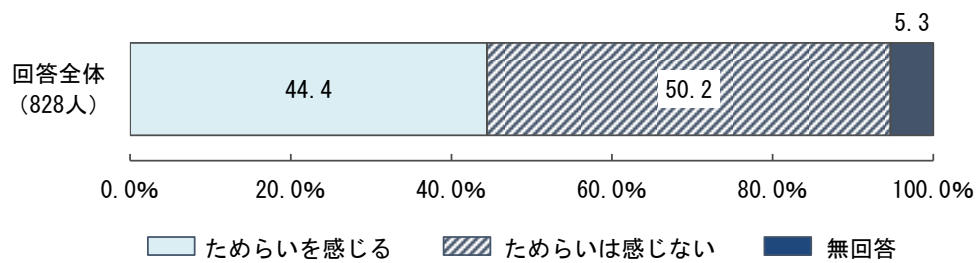
② 相談相手や相談へのためらいについて

悩みやストレスを感じたときに相談できる相手が「いる」と回答した人は76.7%ですが、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じる」と回答した人は44.4%となっています。

図表 悩みやストレスを感じたときに相談できる相手の有無



図表 相談することへのためらい（抵抗感）



③ 地域の暮らしについて

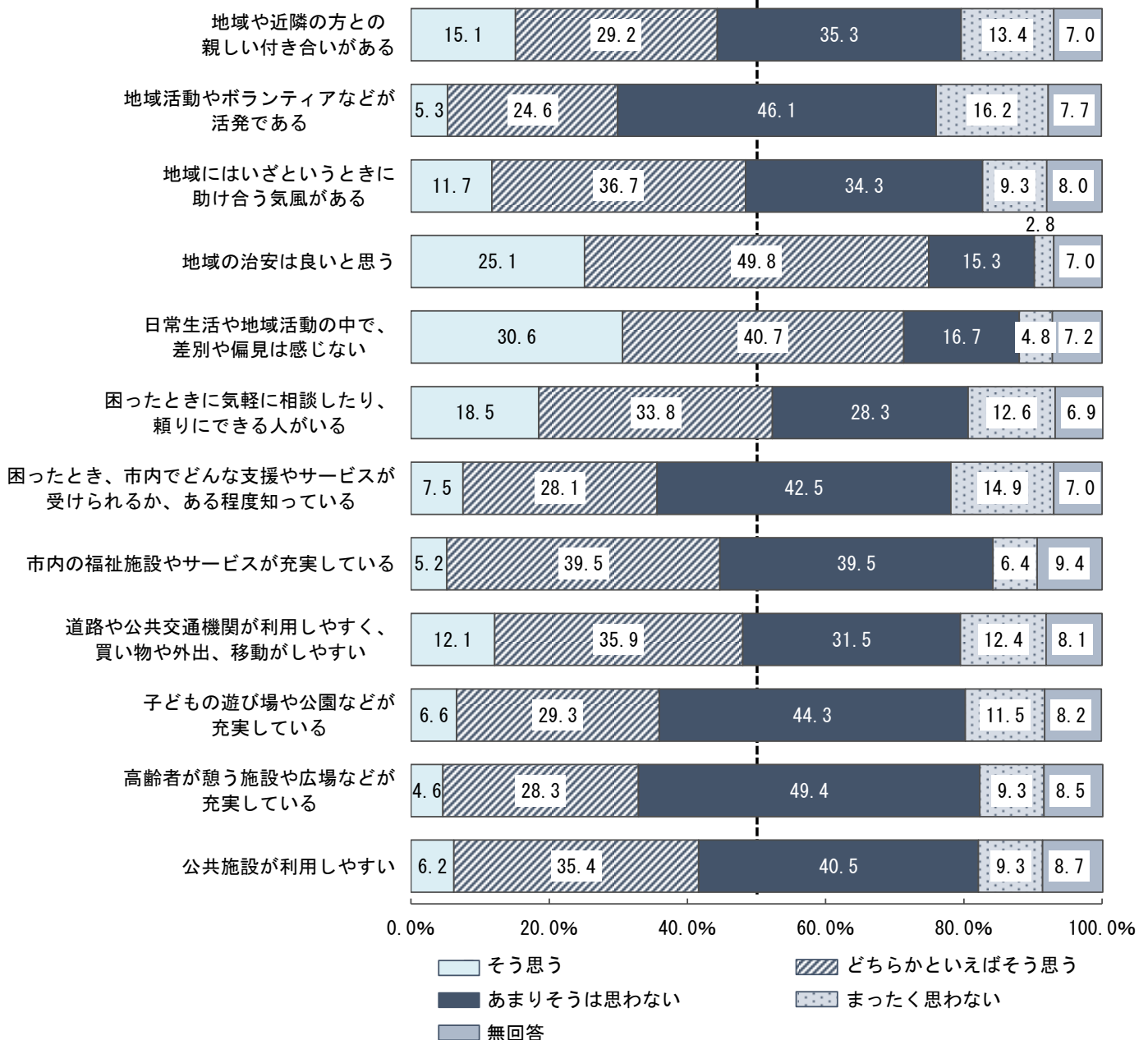
地域での暮らしに感じることについて、「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせた“そう思う”割合の高い項目は、「地域の治安が良いと思う」、「日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」となっています。

一方で「あまりそうは思わない」、「まったく思わない」を合わせた“そうは思わない”割合の高い項目は「地域活動やボランティアなどが活発である」、「高齢者が憩う施設や広場などが充実している」、「困ったとき、市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている」となっています。

図表 地域の暮らしについて

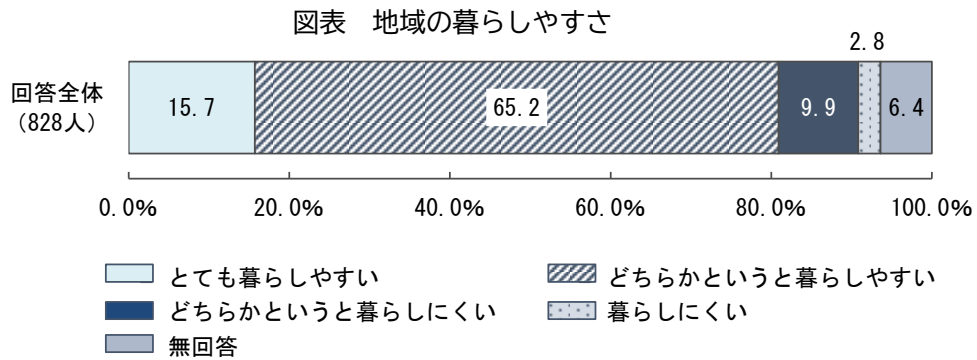
(回答全体=828人)

「そう思う」、「どちらかというと思う」割合
低い ← → 高い



④ 地域の暮らしやすさ

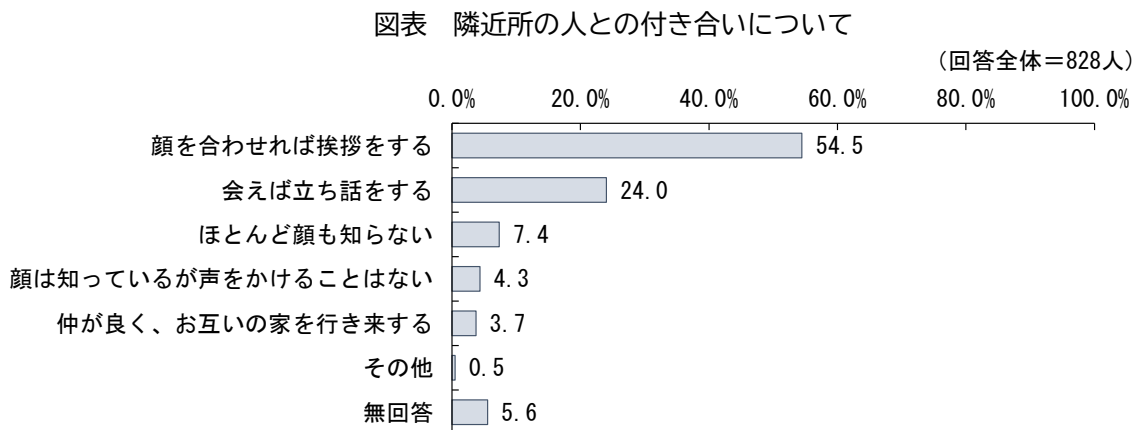
地域の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせると8割（80.9%）の方が“暮らしやすい”と回答している一方で、「どちらかという暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた1割強（12.7%）の方は、“暮らしにくい”と感じています。



(3) 地域における人間関係と交流

① 隣近所の人との付き合いについて

隣近所の人との付き合いは「顔を合わせれば挨拶をする」（54.5%）が最も多くなっています。



特に18～29歳では「ほとんど顔も知らない」(23.3%)と回答した割合が他の年齢層よりも高くなっています。

図表 隣近所の人との付き合いについて(年齢別)

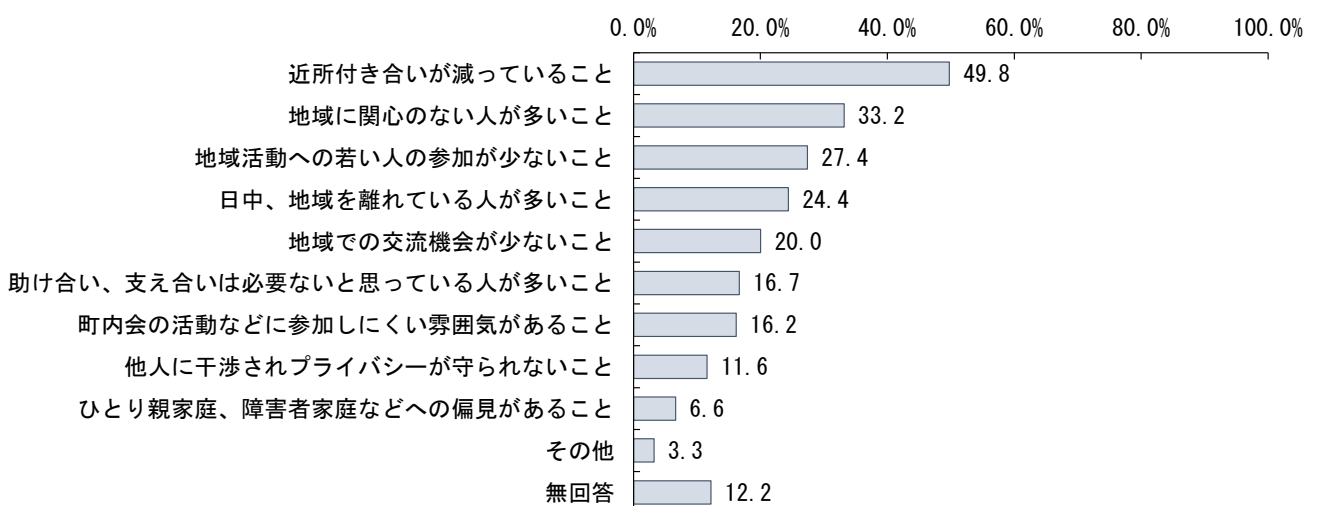
	仲が良く、お互いの家を行き来する	会えば立ち話をする	顔を合わせれば挨拶をする	顔は知っているが声をかけることはない	ほとんど顔も知らない	その他	無回答
18～29歳(n=60)	1.7%	6.7%	45.0%	11.7%	23.3%	3.3%	8.3%
30～39歳(n=77)	0.0%	11.7%	67.5%	6.5%	11.7%	0.0%	2.6%
40～49歳(n=126)	1.6%	18.3%	57.9%	5.6%	13.5%	0.0%	3.2%
50～59歳(n=123)	0.0%	11.4%	72.4%	6.5%	4.9%	0.8%	4.1%
60～64歳(n=78)	3.8%	20.5%	62.8%	2.6%	3.8%	0.0%	6.4%
65～74歳(n=178)	3.9%	36.5%	46.6%	1.7%	3.9%	0.0%	7.3%
75歳以上(n=183)	9.8%	37.2%	41.5%	2.2%	2.2%	0.5%	6.6%

② 住みよい地域社会の実現への課題について

住みよい地域社会の実現への課題として、「近所付き合いが減っていること」(49.8%)が最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」(33.2%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(27.4%)が挙げられています。

図表 住みよい地域社会の実現への課題について

(回答全体=828人)



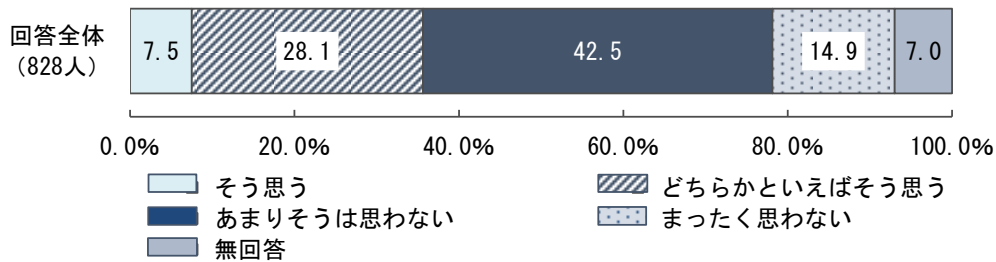
団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

- 世代や住民同士の交流促進、高齢者の健康維持、障害理解の推進、地域行事の継続による顔の見える関係づくりなどが挙げられています。

(4) 情報・相談へのアクセス

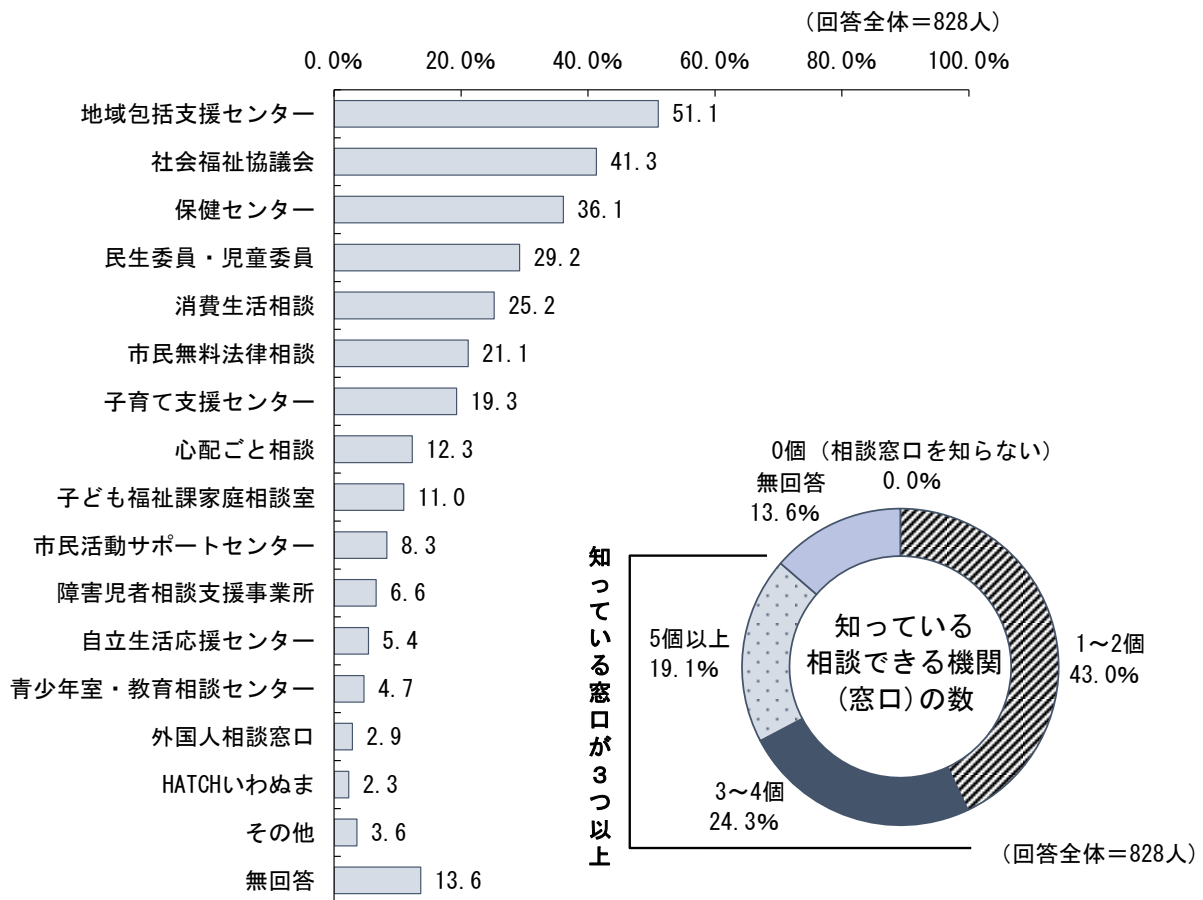
「困ったときに市内でどんな支援やサービスが受けられるかある程度知っている」ということについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人は 35.6% となっており、十分に情報が行き届いていないという状況がうかがえます。

図表 困ったときに市内でどんな支援やサービスが受けられるかある程度知っている



市内の相談窓口を 3 つ以上知っている割合は 43.4% となっています。

図表 知っている相談できる機関(窓口)



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

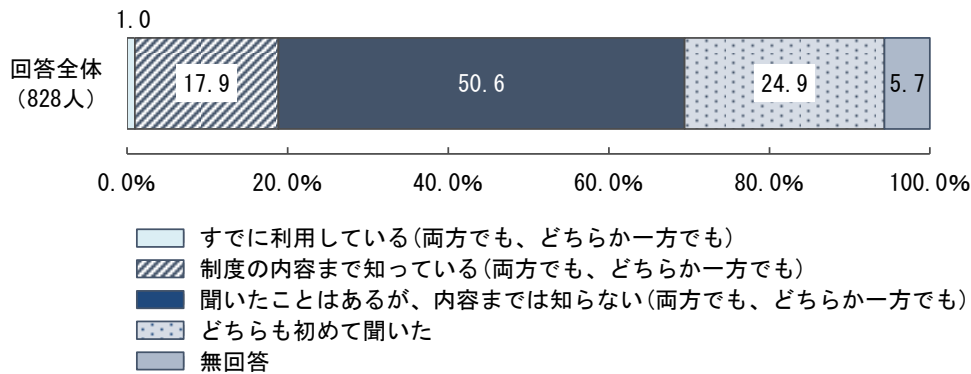
○ 自分から相談できない人もいるので、つなぎ役が重要と認識しています。

(5) 個別課題に対する制度・支援に関する理解や対応

① 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況

成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」(50.6%)が最も多くなっています。

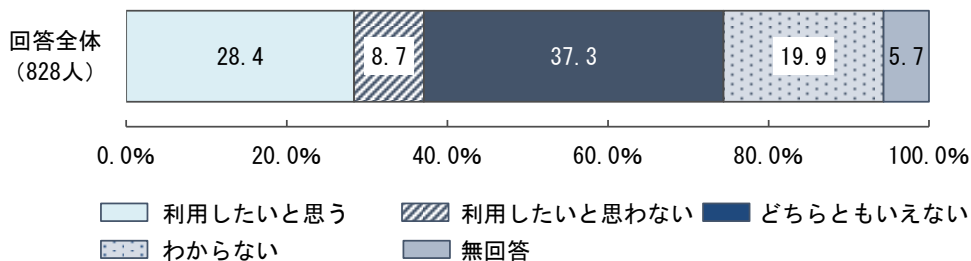
図表 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況



② 成年後見制度の利用意向・利用に消極的な理由

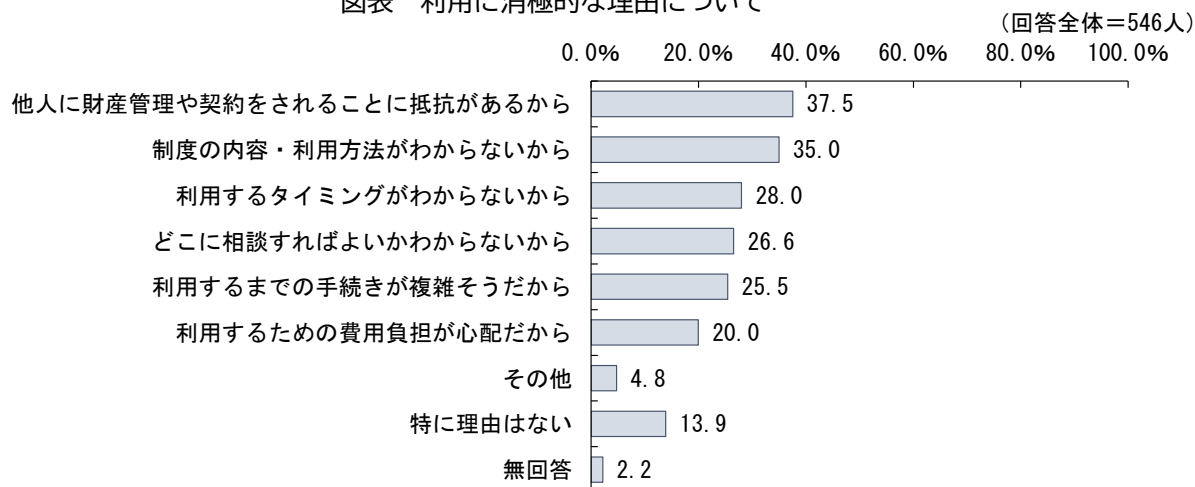
成年後見制度の将来の利用意向が28.4%を占める一方で、「どちらともいえない」(37.3%)が最も多くなっています。

図表 成年後見制度の利用意向



利用に消極的な理由として「他人に財産管理や契約をされることに抵抗があるから」(37.5%)、「制度の内容・利用方法がわからないから」(35.0%)などが挙げられています。

図表 利用に消極的な理由について



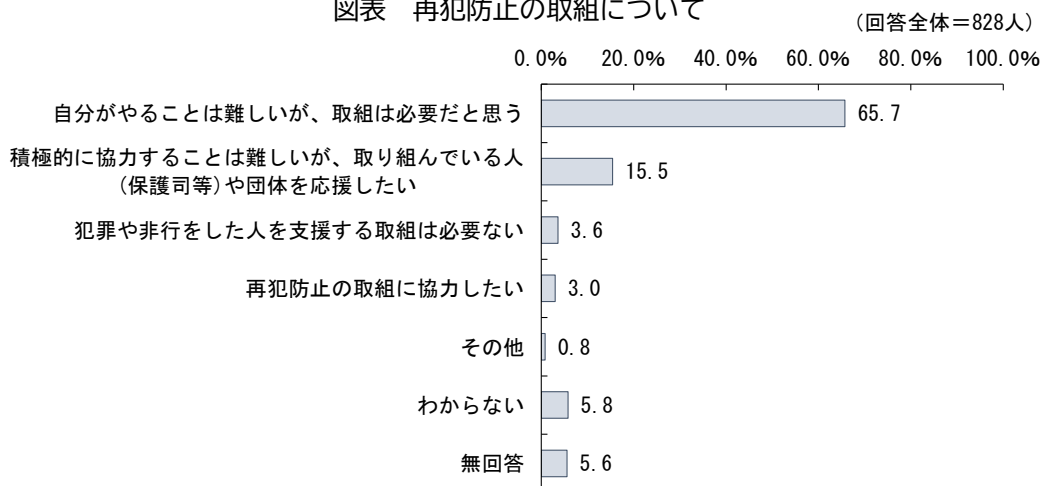
団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

- 住民全体への周知活動と理解促進、住民や支援者向けの研修会の開催、相談先の明確化、成年後見制度の利用促進に係る体制強化のほか、現行制度の利便性の向上が求められています。

③ 再犯防止の取組について

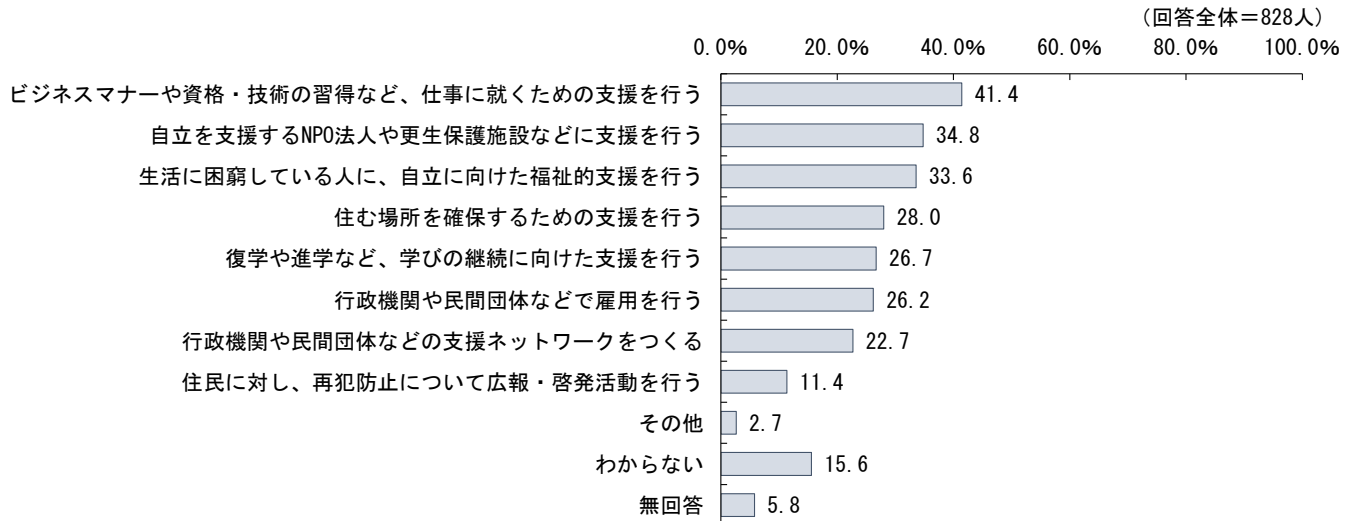
再犯防止については、「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」という回答が65.7%と最も多くなっています。

図表 再犯防止の取組について



犯罪をした人の立ち直りへの取組では、「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」が41.4%と最も高く、次いで「自立を支援するNPO法人や更生保護施設などに支援を行う」(34.8%)、「生活に困窮している人に、自立に向けた福祉的支援を行う」(33.6%)が挙げられています。

図表 犯罪をした人の立ち直りへの取組



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

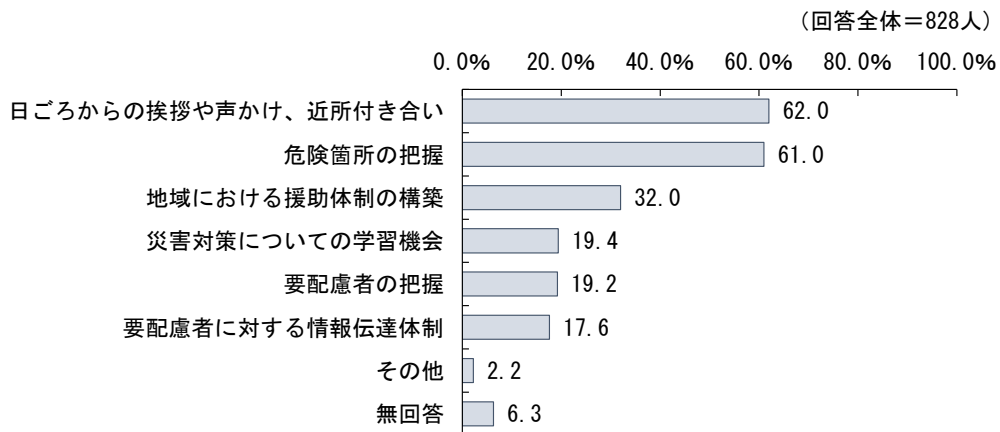
- 再犯防止についての理解が進んでいないため、住民への広報・啓発活動が必要という意見が多く挙げられています。
- 犯罪をした人が社会で孤立しないために、福祉的な支援への接続の必要性のほか、関係機関等との連携強化が重要という声が挙げられています。

(6) 災害時に向けた備えと避難支援への参加

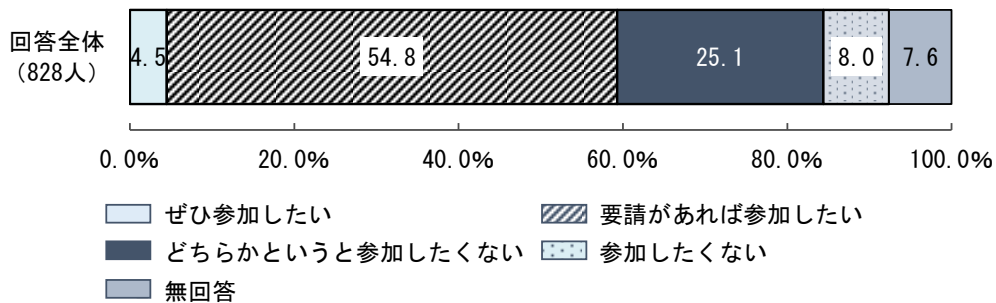
災害時に助け合うために、重要な日ごろの備えについては、「日ごろからの挨拶や声かけ、近所付き合い」(62.0%)が最も多く、次いで「危険箇所の把握」(61.0%)、「地域における援助体制の構築」(32.0%)が挙げられています。

また、避難支援への参加については、「ぜひ参加したい」、「要請があれば参加したい」を合わせた約6割(59.3%)の方は“参加したい”と回答しています。

図表 災害時に助け合うために、重要な日ごろの備え



図表 避難支援への参加について



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

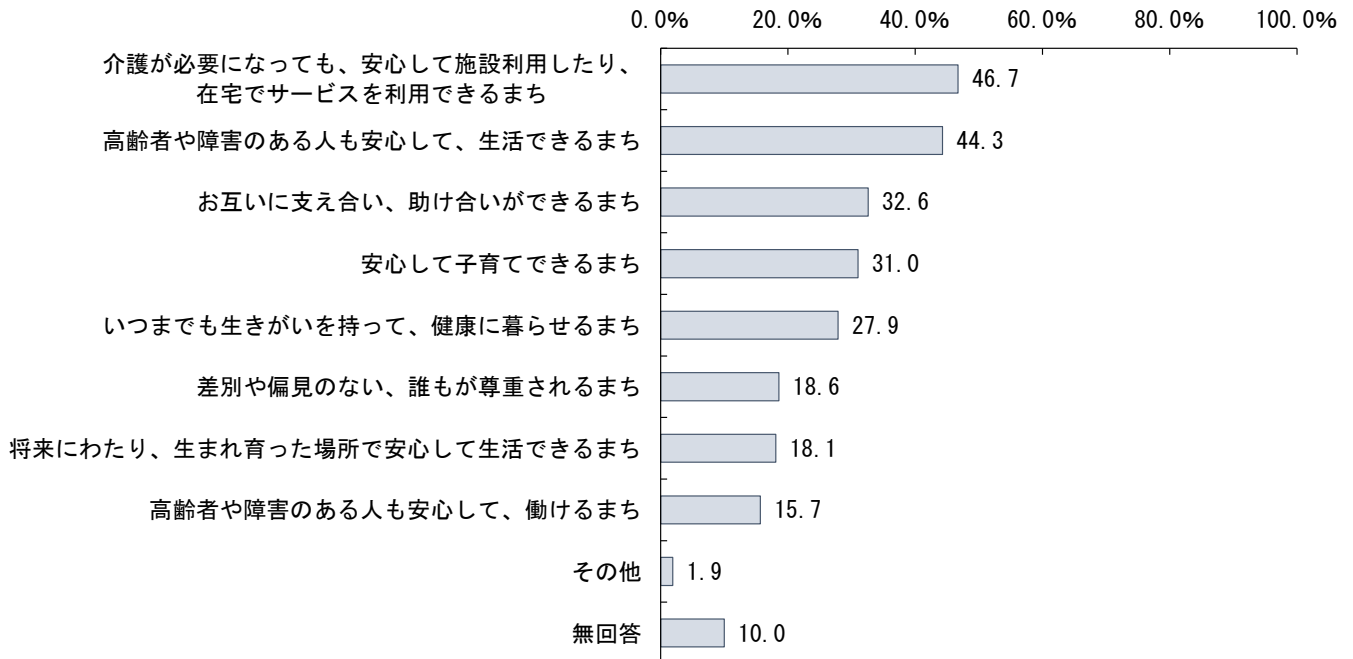
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度についての周知・啓発、避難行動要支援者への支援体制の構築や、避難訓練の必要性が挙げられています。

(7) どのような「福祉のまち」にしたいか

どのような「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設利用したり、在宅でサービスを利用できるまち」が46.7%と最も高くなっています。次いで「高齢者や障害のある人も安心して、生活できるまち」が44.3%、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」が32.6%となっています。

図表 どのような「福祉のまち」にしたいか

(回答全体=828人)



4 地域福祉の推進に向けて求められる視点・課題の整理

本市の現状と住民アンケート、関係団体・事業所などの意見を踏まえ、地域福祉の推進に向けて求められる視点と課題を次のとおり整理します。

(1) 人口構造の変化に伴う地域における「つながり」の再構築

- 本市では、総人口は緩やかに減少している一方で、65歳以上の高齢者は増加しており、特に一人暮らしの高齢者世帯の増加が顕著になっています。そのため、地域社会の高齢化や高齢者の孤立リスクが高まっています。
- 地域活動の担い手については、高齢化や後継者不足により減少し、特に若い世代は福祉や町内会など地域活動への関心が低く、また、仕事等の忙しさなどから地域活動への参加が難しい状況があります。
- 地域における「つながり」の希薄化が進んでおり、特に若い世代でその傾向が強くなっていることから、地域住民同士のつながりや支え合いを強化する施策が求められます。こうした「つながり」が希薄化している背景にはコロナ禍で交流が減ったことも一因と考えられます。
- 今後は、情報発信を充実させ、住民が気軽に交流できる機会を増やし、世代や立場を超えた「つながり」を再構築し、地域活動を活性化させる取組が求められます。

(2) 多様化・複雑化する課題に対応するきめ細やかな支援

- 孤立した子育て中の保護者、児童虐待や高齢者虐待のおそれのある家庭、不登校やひきこもりの家族がいる家庭など、住民の抱える課題が多様化しています。
- 暮らしの困りごとは、「買い物や通院の不便さ」、「力仕事ができない」、「話し相手・遊び相手が少ない」など多岐にわたっています。特にひきこもりや8050問題といった複合化・複雑化した課題に対しては、支援が必要な人との接点を持つこと自体が難しい場合もあるため、早期に問題を発見し、医療・保健・福祉など、多機関が連携した包括的な支援が求められています。

(3) 住民の福祉への理解の促進とアクセスしやすい相談・情報提供体制の充実

- 住民が困りごとを抱えたときに気軽に相談できる窓口や、わかりやすい情報を提供される機会が不足しているため、相談支援・情報提供を充実させ、住民がためらわずに支援を求められる体制を構築する必要があります。
- 複雑化する多様な心配ごとや悩みごとに対し、地域包括支援センターや相談支援事業所を中心とした多職種・多機関の連携を強化し、日ごろから情報をしっかりと共有していくことが大切です。

- 犯罪を犯した人の社会復帰に対する周囲の理解不足や社会的な偏見も課題として指摘されており、社会全体で相互理解を深めるための啓発活動の強化が必要です。住民が困りごとを抱えた際に気軽に相談でき、わかりやすい情報提供を受けられるよう、アクセスしやすい情報提供体制や相談支援体制を構築し、住民がためらわずに支援を求められる環境を整備することが重要です。

(4) 福祉人材の確保・育成と持続可能なサービス提供基盤の強化

- 地域住民が互いの多様性を尊重し、支え合う意識を醸成するための啓発活動の強化、そして、地域活動を支え、複雑な支援ニーズに対応できる人材の育成と確保が不可欠であると考えられます。特に、住民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境を整えていくことが求められています。
- 介護、障害福祉、保育の各分野で人材不足が深刻であり、テクノロジー（ICT、AIなど）の導入による業務効率化や負担軽減を推進するとともに、地域の実情に応じた福祉人材の定着、確保に向けた啓発活動を行う必要があります。

(5) 暮らしを支える生活環境の向上と地域一体となった安全・安心対策の推進

- 市全体としては、地域の治安の良さや全体的な暮らしやすさは確保されていると感じられており、福祉施設やサービス、道路や公共交通機関の利便性、こどもの遊び場、高齢者が憩う施設や広場、公共施設といった生活環境についても一定の評価が得られています。そのため、今後さらに充実していくことが期待されています。
- 多世代が交流できる場の創出や、高齢者世帯の増加に対応するための民間サービス拡充の必要性、そして地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援サービスの充実が求められています。
- 災害時に助け合うための「日ごろからの挨拶や声かけ、近所付き合い」、「危険箇所把握」といった備えが重要視されており、多くの住民が避難支援への参加意欲を持っていることから、地域全体での防災・防犯対策を推進し、いつでも「安心できる」地域づくりに取り組む必要があります。

